

平塚市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者の申請受付について

1 目的

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、児童福祉法の一部が改正され、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が規定されます。

本事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的とする、新たな通園制度です。

令和8年4月から実施される本事業を円滑に開始し、子育て家庭への支援につなげるため、次のことおり本事業を行う事業者の申請を受け付けます。

2 スケジュール（令和8年4月開始の場合）

日程	内容
令和8年1月13日	認可申請書類受付開始
2月20日	認可申請書類受付〆切
随時～2月下旬	書類審査
～3月中旬	現地確認・審査結果通知発送
3月下旬	子ども・子育て会議にて意見聴取
4月1日	事業認可
4月1日	事業開始

※令和8年4月以降に事業開始を希望する場合は、随時、申請を受け付けます。

3 対象施設

- ア 認可保育所
 - イ 地域型保育事業所（小規模保育事業所）
 - ウ 認定こども園
 - エ 幼稚園
 - オ 私設保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けていること）
 - カ 児童発達支援センター
 - キ その他市長が適切と認める施設その他市長が適切と認める施設
- ※1施設1提案の応募が可能ですが（複数の施設を運営している場合、それぞれの施設で提案可）

4 事業内容

(1) 対象となる子ども

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に通園していない0歳6か月から満3歳未満児

※一時預かりのみ利用している場合、私設保育施設のみを利用している場合は対象となります。

(2) 利用可能時間

子ども1人当たり月10時間を上限とします。

受け入れる子どもの年齢、時間、曜日などは適切な環境と体制を提供できることを前提とした上で、事業所の実情に応じて設定できます。

(3) 実施方法

ア 一般型乳児等通園支援事業（一般型事業）（在園児合同実施）

定員を別に設け、在園定員を別に設け、在園児と合同で受入れを行う。

イ 一般型乳児等通園支援事業（一般型事業）（専用室独立実施）

定員を別に設け、専用室を設けて受入れを行う。

ウ 余裕活用型乳児等通園支援事業（余裕活用型事業）※

※3の事業者のうちア～ウに該当する施設のみ実施可能。

※当該施設の対象年齢児の空き定員の枠を活用して受入れを行います。

※一時預かり事業の定員の余裕を活用することはできません。

(4) 総合支援システムの利用

本事業の実施にあたり、こども家庭庁が整備し、地方公共団体・事業者・利用者が利用できる「総合支援システム」が導入されるため、本市においてもこのシステムを利用する予定です。

事業者におかれましても、インターネット環境が整備され、メールアドレスを2つ以上所持していれば利用可能です（管理者と担当者を区別するため）。

5 施設基準及び職員配置

(1) 一般型乳児等通園支援事業

「平塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第22条及び第23条を満たすこと。

(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業

「平塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第26条を満たすこと。

6 単価及び加算

国の公定価格によります。現時点で示されている単価は次のとおりです。

基本分単価 (子ども 1人 1時間当たり)	金額
0歳児	1, 700円
1歳児	1, 400円
2歳児	1, 400円

加算 1 (子ども 1人 1時間当たり)	金額	加算 2 (1回当たり)	金額
障害児加算	600円	初回	0歳児 1, 700円
医療的ケア児加算	2, 500円		1歳児 1, 400円
要支援家庭のこども加算	600円		2歳児 1, 400円
生活困窮家庭等負担軽減加算	200～300円	保護者支援面談加算	1, 400円

上記のほか、賃借料加算等があります。算定条件等は国の資料を御確認ください。

7 利用料金（保護者負担額）

（1）提供する保育の内容により事業者が定め、利用者から直接徴収する。

※国の示す標準額：子ども一人1時間あたり300円

（2）生活保護世帯等には利用料金（保護者負担額）の減免規定があります。減免した利用料金分は、加算の範囲内で市から事業者に支払います。

（3）利用料金のほか、おやつ、実費相当分については、保護者同意の上、実施事業者が利用者から徴収することができます。

8 申請方法

（1）申請書類の提出（令和8年4月開始の場合）

ア 提出期間 令和8年1月13日（火）～令和8年2月20日（金）

イ 提出部数 1部

郵送、メール又は持参にてご提出ください。

ウ 提出場所 平塚市健康・こども部 保育課 運営整備担当（本館1階101窓口）

住 所：平塚市浅間町9-1

電話番号：0463-21-8555

E-Mail h-unei@city.hiratsuka.kanagawa.jp

エ 提出書類

別紙「提出書類一覧表」を御確認ください。

提出書類の様式は、平塚市ウェブサイトからダウンロードが可能です。

この他に、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

9 事業者の審査と認可

認可申請の内容が、条例に適合しているか否かについて、審査基準に基づいて審査します。 審査完了後、完成前検査（現地確認）及び審議会に諮った後に、認可通知書を交付します。

なお、需給計画との整合を鑑み、必要な整備量を超える申請あった場合は、事業者として認可しないことがあります。

10 その他

- (1) 提出書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 申請内容に虚偽の内容が含まれていることが明らかになった場合又は申請内容どおりの履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合は、認可を取り消す場合があります。
- (3) 平塚市内で幼稚園、認可保育所、認定こども園を運営している者が応募する場合は、本事業の開始により運営中の当該施設の定員を減らさないこと。
- (4) 本書に記載されている法令や通知等が改正・変更された場合は、改正・変更後の内容を優先して適用するものとします。

11 問合せ先

平塚市健康・こども部保育課 運営整備担当

電話 0463-21-8555 (直通)

FAX 0463-21-9738

E-Mail h-unei@city.hiratsuka.kanagawa.jp

12 参考資料

本事業の概要、令和8年度の手引き案、公定価格等はこども家庭庁のウェブサイトにて閲覧が可能です。申請にあたりご参照ください。

<こども家庭庁ウェブサイト> <https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>